

## ＜重要事項説明書 別紙＞

（２０２４年４月１日改訂）

### 1. 担当の職員

担当職員は 介護支援専門員\_\_\_\_\_です。

### 2. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

(1) 管理者（常勤１名、主任介護支援専門員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

(2) 介護支援専門員（常勤３名以上）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 事務員（非常勤１名以上）

事務員は必要な事務を行なう。

### 3. 利用料金

下記の料金については、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、１ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をお支払いいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。保険給付が直接事業者を支払われない場合には、１か月ごとに計算しご請求します。別途お問い合わせ下さい。

(1)基本利用料			
区分	要介護度	基本単位	料金（月）
介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 未満又は 45 件以上である場合においての、45 未満の部分	要介護 1・2	1, 086 単位/月	12, 000 円
	要介護 3・4・5	1, 411 単位/月	15, 591 円
介護支援専門員 1 人当たりの利用者数が 45 件以上の場合において 45 件以上 60 件未満の部分においての算定	要介護 1・2	544 単位/月	6, 011 円
	要介護 3・4・5	704 単位/月	7, 779 円

(2)加算料金		
加算名	単位	料金（月）
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月	4, 652 円
初回加算	300 単位/月	3, 315 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月	2, 762 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	2, 210 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位/回	4, 972 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位/回	6, 630 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位/回	6, 630 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位/回	8, 287 円
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位/回	9, 945 円
緊急時居宅カンファレンス加算	200 単位/月	2, 210 円

通院時情報連携加算	50単位/月	552円
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	4,420円
同一建物減算	所定単位の100分の5に相当する単位数を減算	

(補足)加算サービス内容	加算料金については、事業所の体制、医療機関との連携、契約者の生活状況等により給付がなされています。
特定事業所加算(Ⅱ)	専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対し、加算が与えられます。当事業所は加算基準に該当。 ①1名以上の主任介護支援専門員の配置、②常勤専従の介護支援専門員3名以上配置。③サービス提供のための留意事項に係る伝達会議を定期的に開催。④24時間連絡体制と必要時に相談に応じる体制の確保。⑤計画的な研修の実施。⑥地域包括等から紹介困難事例に対応。⑦地域包括などが実施する事例検討会等に参加。⑧特定事業所集中減算の適用を受けていない。⑨介護支援専門員1人あたりの45件未満の担当。⑩介護支援専門員実務研修における実習等に協力。⑪他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会などを実施。⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。
初回加算	適切かつ質の高いケアマネジメントを実施するため、特に手間を要する初回の月に対して加算が与えられます(新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合)※退院・退所加算と同時に算定はできません。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院日に、必要な情報提供を行なった場合(1月につき)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、必要な情報提供を行なった場合(1月につき)
退院・退所加算	退院又は退所に当たって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画を作成した場合。 (入院又は入所期間中につき1回を限度。初回加算との同時算定不可) (Ⅰ)イ・・・情報収集1回(カンファレンス参加無し) (Ⅰ)ロ・・・情報収集1回(カンファレンス参加有り) (Ⅱ)イ・・・情報収集2回(カンファレンス参加無し) (Ⅱ)ロ・・・情報収集2回(カンファレンス参加有り) (Ⅲ)・・・情報収集3回(カンファレンス参加有り)
緊急時居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行なった場合(1月に2回を限度として算定)
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合(1月に1回を限度として算定)

ターミナルケアマネジメント加算	<p>在宅で死亡した利用者に対して終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で以下の内容について実施した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間連絡がとれる体制を確保し、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備</li> <li>・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施</li> <li>・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供</li> </ul>
同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者への居宅支援の実施。</li> <li>・居宅介護支援事業所の利用者が1月あたり20人以上住む建物(上記を除く)に住む利用者への居宅支援の実施。</li> </ul>

**(3)交通費**

サービスを提供する地域（清瀬市）にお住まいの方の交通費はいたしません。通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合には、サービスの提供に際し要した交通費の実費相当額を事業所に支払うものとします。

**(4)解約金**

利用者は契約を解約することができます。解約料はいたしません。